令和６年度第１回品川区特別職報酬等審議会　次第

日時：令和６年１１月８日
午前９時３０分～
場所：本庁舎５Ｆ 第五委員会室

司　会　　勝亦総務課長

１．区長挨拶　　区　長　　森澤　恭子

２．委員紹介

３．会長挨拶　　会　長　　島崎　妙子　様

４．諮問文手交

----------区長、副区長、教育長退室----------

５．議　　事　　議事進行　　会　長

（１）諮問文朗読

（２）特別区人事委員会勧告および各区の状況等について　　柏原区長室長

①品川区特別職における報酬の改定経緯について----------（資 料 １）
②令和６年特別区人事委員会勧告の概要----------（資 料 ２）
③特別区人事委員会の勧告等と実施状況----------（資 料 ３）
④２３区における特別職報酬等の改定状況----------（資 料 ４）
⑤２３区特別職報酬等 月額一覧（基本報酬）----------（資 料 ５）
⑥２３区特別職報酬等 期末手当一覧----------（資 料 ６）
⑦２３区特別職報酬等 年額一覧----------（資 料 ７）
⑧令和５年度品川区各会計決算審査意見書（抜粋）----------（資 料 ８）

（３）審議および質疑

資料 1

品川区特別職における報酬の改定経緯について

１．月額報酬

（１）近年の改定状況

年度	改定内容	区長給料への影響額(年収)
令和５年度	０．３０％ 増額改定	＋５７,０５７円
令和４年度	改定見送り（一般職員の初任給および若年層給与に限り増額改定のため）	０円
令和３年度	改定見送り（一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため）	０円
令和２年度	改定見送り（一般職員給与と民間給与との較差が僅少のため）	０円
令和元年度 (令和２年１月)	０．５８％ 減額改定	－１３３,４６８円
平成２９年１２月	０．１３％ 増額改定	＋１９,０６７円
平成２６年４月	０．８３％ 減額改定	－１８４,９２９円
平成２２年４月	０．７９％ 減額改定 ※区長・副区長のみ改定	－１２０,９６０円
平成１８年４月	１．００％ 減額改定	－２３０,１４１円

※特別職の月額報酬については、平成２８年度までは「特別区人事委員会勧告」の状況を勘案し、一般職員の改定率の増減が累積１％を超えた場合に改定していたが、平成２９年度以降は、特別区人事委員会勧告に準拠。

令和６年特別区人事委員会勧告では、職員の給与が民間給与を 11,029 円（2.89％）下回っている状況であるため、月例給について初任給および若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で増額改定。
特別給（期末勤勉手当）は、年間の支給月数を 0.2 月分引き上げ。

（２）今後の改定方法について

基本的には、特別区人事委員会勧告に準拠し、改定を検討。

参考１　勧告の職員給与と民間給与の差分(2.89％)を引き上げた場合

（区長 1,143,000 円⇒1,176,000 円（＋33,000 円）
議員　604,000 円⇒　621,000 円（＋17,000 円））

参考２　部長級職員(給料表６級)の最上位号給と同率(0.8％)を引き上げた場合

（区長 1,143,000 円⇒1,152,000 円（＋9,000 円）
議員　604,000 円⇒　609,000 円（＋5,000 円））

２．期末手当

（１）近年の改定状況

年度	改定内容	区長給料への影響額（年収）
令和５年度	０．０８月 引き上げ改定	＋１４５,３７２円
令和４年度	社会情勢を考慮し改定見送り	０円
令和３年度	０．１１月 引き下げ改定	－１９９,８７７円
令和２年度	０．０４月 引き下げ改定	－７２,６８７円
令和元年度	０．１２月 引き上げ改定	＋２１９,３９８円
平成２９年度	０．０８月 引き上げ改定	＋１４６,１３８円
平成２７年度	０．２８月 引き上げ改定	＋５１１,４８２円
平成２２年度	０．１５月 引き下げ改定	－２７６,４００円
平成２１年度	０．２８月 引き下げ改定	－５６７,５９２円

（２）昨年度までの特別職の期末手当改定月数算出方法

近年、特別職の期末手当は、一般職に対して行われる「特別区人事委員会勧告」の状況を勘案し、同程度の改定を行っている。

例：令和５年度増額改定の場合

①一般職員の期末・勤勉手当の増額率

（当初　4.55 月　⇒　4.65 月（＋0.10 月分）
0.10÷4.55≒2.20%（増額率））

②特別職は、0.08 月引き上げるとほぼ同率となる。

（当初　3.50 月　⇒　3.58 月（＋0.08 月分）
3.50×2.20%≒0.8）

☆２３区の特別職（区長）期末手当支給月数（R6.6.1 現在）

4.10 月	１区	3.76 月	１区	3.58 月	１区　品川区
4.03 月	１区	3.75 月	１区	3.40 月	１区
4.00 月	２区	3.72 月	１区	3.35 月	１区
3.90 月	３区	3.70 月	１区	3.10 月	１区
3.83 月	１区	3.68 月	１区	2.99 月	１区
3.80 月	１区	3.66 月	１区		
3.78 月	１区	3.60 月	２区		

２３区平均　約 3.70 月　　城南地区平均　約 3.76 月

（３）今後の改定方法について

基本的には、特別区人事委員会勧告に準拠し、改定を検討。

参考１　０．２月分を引き上げた場合　　3.58 月⇒3.78 月

参考２　０．１５月分を引き上げた場合　　3.58 月⇒3.73 月
（一般職員の引き上げ０．２月分と同程度の引き上げ）

（一般職員の年間特別給は4.65月、特別職は3.58月であるため、4.65月に対する0.2月分を3.58月に按分すると、
0.2×(3.58÷4.65)＝0.15397・・・　≒　0.15）

資料 ２

令和６年特別区人事委員会勧告の概要

１　公民給与の比較

（１）職員と民間との給与の比較

①　特別区、民間双方に共通する事務・技術の職務に従事する民間従業員の４月の給与について、職員と民間従業員との同種・同等の者同士を比較することを基本として、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、比較している。

②　民間給与実態調査の内容（令和６年４月）

区　　分	内　　容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の民間 1,112 事業所を調査（調査完了 677 事業所）
調査実人員	49,244 人

（２）公民較差

民間平均給与（事務・技術）	職員平均給与(行(一)事務・技術)	公民較差
３９３，１９２円	３８２，１６３円	１１，０２９円 （２．８９％）

２　公民較差・給与の改善等

区　　分		令和６年勧告	令和５年勧告
公民較差	本　較　差	１１，０２９円（2.89％）	３，７２２円（0.98％）
	遡及改定分		
	計	１１，０２９円（2.89％）	３，７２２円（0.98％）
月例給改定等		初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ	初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で1,000 円以上の引き上げ
民間と比較した職員	平均給与	３８２，１６３円	３８０，７７０円
	平均年齢	３８．８歳	３９．３歳
全　職　員　数		５８，１９４人	５６，３８１人
期末・勤勉手当		＋０．２０月 (4.65 月→4.85 月)	＋０．１０月 (4.55 月→4.65 月)

資料 3

特別区人事委員会の勧告等と実施状況

年次	勧告月日	特別区人事委員会勧告		区職員の実施時期	勧告月日	人事院・都人事委員会勧告		国・都の実施時期
		月例給（平均率・額）	期末・勤勉					
R6	10.9	2.89% 11,029円	期末・勤勉 0．2月	・期末・勤勉 条例公布の日 ・月例 R6.4.1	国 8．8	(1)期末・勤勉 計0.10月 (2)月例2.76%	(2)11,183円	(1)R6.12月分から (2)R6.4.1 ※いずれも勧告内容
					都 10.18	(1)期末・勤勉 計0.20月 (2)月例2.59%	(2)10,595円	(1)R6.12月分から (2)R6.4.1 ※いずれも勧告内容
R5	10.11	0.98% 3,722円	期末・勤勉 0．1月	・勤勉 条例公布の日 ・月例 R5.4.1	国 8．7	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.96%	(2)3,869円	(1)公布の日 (2)R5.4.1
					都 10.13	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.88%	(2)3,569円	(1)R5.12.1 (2)R5.4.1
R4	10.11	0.24% 896円	期末・勤勉 0．1月	・勤勉 R4.11.28 ・月例 R4.4.1	国 8．8	(1)勤勉0.11月 (2)月例0.23%	(2)921円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
					都 10.12	(1)勤勉0.10月 (2)月例0.20%	(2)828円	(1)R4.12.1 (2)R4.4.1
R3	10.20	△0.02% △94円	期末・勤勉 △0．15月	・期末 R3.12.1 ・月例 見送り	国 8．10	・期末△0.15月 ・月例0.00%	△19円	・R3.12.1 ・改定見送り
					都 10．15	・期末△0.10月 ・月例△0.03%	△103円	・R3.12.1 ・改定見送り
R2	10.23	△0.04% △157円	期末・勤勉 △0．05月	・期末 R2.11.30 ・月例 見送り	国(1)10．7 (2)10.28	(1)期末△0.05月 (2)月例△0.04%	(2)△164円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
					都(1)10.30 (2)12.18	(1)期末△0.10月 (2)月例△0.05%	(2)△195円	(1)R2.12.1 (2)改定見送り
R1	10.21	△0.58% △2，235円	期末・勤勉 0．15月	・期末 R1.11.29 ・月例 R2.1.1	国 8．7	0.09%	387円	31.4.1
					都 10．16	0.01%	47円	改定見送り
H30	10.10	△2.46% △9，671円	期末・勤勉 0．1月	見送り	国 8．10	0.16%	655円	30.4.1
					都 10．12	0.03%	108円	改定見送り （初任給のみ1,000円引き上げ H31.4.1）
H29	10.11	0.13% 526円	期末・勤勉 0．1月	29．4．1	国 8．8	0.15%	631円	29.4.1
					都 10．6	0.02%	74円	改定見送り
H28	10.11	0.15% 584円	期末・勤勉 0．1月	28．4．1	国 8．8	0.17%	708円	28.4.1
					都 10．18	0.02%	81円	改定見送り
H27	10.13	0.35% 1,413円	期末・勤勉 0．1月	27．4．1	国 8．7	0.36%	1,469円	27.4.1
					都 10．16	0.12%	480円	27.4.1

＜参考＞近隣の政令市の勧告状況（令和6年度）

自治体名	勧告日	人事委員会勧告	
		平均率・額	期末・勤勉
さいたま市	R6.9.25	2.67% 10,818円 （若年層に重点を置き、全級・全号給で引き上げ）	0．10月
千葉市	R6.10.2	2.68% 10,805円 （若年層に重点を置き、給料表全体を引き上げ）	0．10月
川崎市	R6.10.7	2.67% 11,100円 （若年層に重点を置き、全級・全号給で引き上げ）	0．10月
横浜市	R6.10.9	2.76% 10,866円 （若年層に重点を置き、全号給で引き上げ）	0．10月
相模原市	R6.10.8	2.80% 10,590円 （若年層に重点を置き、全級・全号給で引き上げ）	0．10月

資料　4

23区における特別職報酬等の改定状況

1. 給料の適用年月日（各区長）

適用月日		区　　名
令和6年	4月1日	中央区、世田谷区、豊島区、北区、練馬区、江戸川区
	3月1日	中野区
	1月1日	新宿区、文京区、目黒区
令和5年	12月1日	墨田区、***品川区***、大田区、渋谷区、葛飾区
	4月1日	港区、荒川区、板橋区
令和2年	4月1日	台東区
	1月1日	千代田区、杉並区
平成28年	4月1日	江東区
平成27年	4月1日	足立区

※品川区長の給料を2割減とする特例条例は、令和5年2月1日から適用.

2. 期末手当の適用年月日（各区長）

適用月日		区　　名
令和6年	4月1日	中央区、文京区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、 江戸川区
	3月1日	中野区
	1月1日	目黒区
令和5年	12月1日	港区、新宿区、台東区、***品川区***、渋谷区、葛飾区
	11月30日	板橋区
	11月29日	墨田区
	4月1日	江東区、杉並区、足立区
令和元年	11月29日	千代田区

※品川区長の給料を2割減とする特例条例に伴い、期末手当も減額される（令和5年2月1日から適用）。

資料 5

２３区特別職報酬等　月額一覧（基本報酬）　※条例本則　　最高額　　最低額　（円）

	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		適用年月日（※区長）
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	
千代田区	1	1,286,000	1	1,027,000	3	909,000	10	925,000	1	809,000	1	680,000	1	649,000	4	618,000	R2.1.1
中央区	8	1,155,000	7	926,000	11	827,000	4	933,000	8	792,000	13	657,000	7	636,000	11	613,000	R6.4.1
港区	2	1,261,700	3	1,014,600	1	942,700	19	911,400	13	787,800	14	656,200	14	628,800	7	616,700	R5.4.1
新宿区	5	1,172,000	5	940,000	15	801,000	2	948,000	1	809,000	5	666,000	7	636,000	3	619,000	R6.1.1
文京区	3	1,258,900	2	1,018,800	2	931,000	9	925,100	7	792,900	19	650,600	19	623,500	20	601,200	R6.1.1
台東区	16	1,137,000	14	914,000	17	784,000	16	919,000	12	789,000	17	654,000	16	626,000	16	604,000	R2.4.1
墨田区	13	1,142,000	9	922,000	6	851,000	13	922,000	8	792,000	15	655,000	12	632,000	11	613,000	R5.12.1
江東区	7	1,157,000	8	924,000	13	809,000	11	924,000	5	796,000	4	671,000	6	639,000	14	610,000	H28.4.1
品川区	12	1,143,000	12	919,000	16	799,000	14	921,000	16	786,000	18	651,000	16	626,000	16	604,000	R5.12.1
品川区長２割減	(23)	914,400	※特例条例による品川区長の月額給２割減額後（R5.2.1～適用）														R5.2.1
目黒区	21	1,058,000	21	847,000	22	741,000	20	905,000	11	791,000	11	658,000	15	628,000	21	598,000	R6.1.1
大田区	6	1,158,200	6	929,500	10	831,600	5	931,500	17	785,800	10	659,900	11	633,000	10	614,100	R5.12.1
世田谷区	22	1,053,200	23	810,700	18	765,500	6	929,600	15	787,100	6	665,500	10	633,500	8	616,500	R6.4.1
渋谷区	18	1,114,400	17	910,800	12	817,700	12	923,100	22	770,100	21	646,300	20	623,200	13	612,900	R5.12.1
中野区	4	1,254,600	4	1,007,100	4	882,800	21	901,100	23	763,500	16	654,200	18	624,700	23	594,800	R6.3.1
杉並区	19	1,113,000	18	891,900	19	764,400	23	856,000	20	774,600	23	643,400	23	616,600	22	595,700	R2.1.1
豊島区	23	1,040,000	22	834,000	23	729,500	22	894,000	19	780,500	22	644,200	21	623,000	18	603,900	R6.4.1
北区	9	1,150,500	10	921,500	7	843,900	7	926,200	6	795,000	7	661,000	9	633,900	5	616,800	R6.4.1
荒川区	10	1,146,000	11	920,000	9	832,000	8	926,000	8	792,000	11	658,000	13	630,000	15	608,000	R5.4.1
板橋区	15	1,139,000	15	913,000	8	838,000	17	913,000	18	785,000	20	647,000	22	622,000	19	602,000	R5.4.1
練馬区	14	1,141,400	16	912,700	5	856,500	18	912,700	14	787,300	2	678,000	2	646,900	5	616,800	R6.4.1
足立区	20	1,078,800	20	864,900	21	745,800	3	944,000	1	809,000	3	677,000	3	646,000	9	616,000	H27.4.1
葛飾区	17	1,125,000	13	918,000	13	809,000	14	921,000	21	773,000	9	660,000	5	640,000	2	620,000	R5.12.1
江戸川区	11	1,145,000	19	886,900	20	758,300	1	956,000	4	807,000	7	661,000	4	641,000	1	621,000	R6.4.1
23区平均		1,149,117		920,583		820,422		920,335		789,330		658,883		632,091		610,235	
城南ﾌﾞﾛｯｸ平均		1,105,360		883,400		790,960		922,040		784,000		656,140		628,740		609,100	

※品川区長　月額給２割減額後：914,400（R5.2.1～特例条例適用）　　令和6年6月1日現在

参考１：　勧告の職員給与と民間給与の差分2.89%を引き上げた場合の月額（1,000円未満四捨五入）（下段は増加額）

月額		1,176,000		946,000		822,000		948,000		809,000		670,000		644,000		621,000	
増加額		33,000		27,000		23,000		27,000		23,000		19,000		18,000		17,000	

参考２：　一般職員部長級（給料表６級）の引き上げ率0.8%を引き上げた場合の月額（1,000円未満四捨五入）（下段は増加額）

月額		1,152,000		926,000		805,000		928,000		792,000		656,000		631,000		609,000	
増加額		9,000		7,000		6,000		7,000		6,000		5,000		5,000		5,000	

資料 6

２３区特別職報酬等 期末手当一覧　※条例本則

最高額　最低額　（円）

	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		期末手当支給率 ※
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	
千代田区	4	7,085,860	7	5,658,770	8	5,008,590	9	5,096,750	7	4,457,590	7	3,746,800	7	3,575,990	8	3,405,180	3.80
中央区	16	6,627,852	16	5,313,758	15	4,745,656	16	4,870,260	17	4,134,240	18	3,429,540	17	3,319,920	17	3,199,860	3.60
港区	2	7,317,860	2	5,884,680	1	5,467,660	5	5,286,120	4	4,569,240	5	3,805,960	5	3,647,040	4	3,576,860	4.00
新宿区	22	5,834,919	21	4,679,884	21	3,987,858	23	4,261,260	23	3,636,455	23	2,993,670	23	2,858,820	23	2,782,405	3.10
文京区	19	6,206,377	19	5,022,684	17	4,589,830	22	4,426,603	22	3,794,026	22	3,113,121	22	2,983,447	22	2,876,742	3.40 (3.30)
台東区	5	7,068,274	4	5,681,972	11	4,873,814	8	5,196,945	6	4,461,795	9	3,698,370	9	3,540,030	7	3,415,620	3.90
墨田区	12	6,771,694	12	5,467,164	5	5,046,157	13	4,973,268	12	4,272,048	14	3,533,070	13	3,409,008	13	3,306,522	3.72
江東区	13	6,749,984	13	5,390,652	16	4,719,738	14	4,903,668	14	4,224,372	13	3,560,997	14	3,391,173	15	3,237,270	3.66
品川区	17	6,522,552	17	5,244,291	19	4,559,509	17	4,780,911	18	4,080,126	20	3,379,341	19	3,249,566	18	3,135,364	3.58
品川区長２割減	(23)	5,218,041	※特例条例による品川区長の月額給２割減に伴う期末手当の金額（R5.2.1～適用）														3.58
目黒区	18	6,436,872	18	5,153,148	20	4,508,244	19	4,658,487	19	4,071,672	19	3,387,055	20	3,232,630	20	3,078,205	3.60 (3.55)
大田区	9	6,902,817	5	5,674,616	4	5,076,934	3	5,470,233	2	4,614,610	2	3,875,262	2	3,717,292	3	3,606,302	3.83 (4.05)
世田谷区	7	6,941,641	15	5,343,323	6	5,045,410	6	5,256,888	9	4,451,050	6	3,763,402	6	3,582,442	6	3,486,307	3.90
渋谷区	8	6,927,779	6	5,662,079	3	5,083,313	2	5,487,829	3	4,578,244	3	3,842,253	3	3,704,924	1	3,643,690	3.90 (4.10)
中野区	11	6,876,462	8	5,519,915	13	4,838,626	4	5,291,709	5	4,483,653	4	3,841,789	4	3,668,550	5	3,492,963	3.78 (4.05)
杉並区	3	7,284,273	3	5,837,233	9	5,002,781	18	4,691,736	13	4,245,582	15	3,526,474	15	3,379,584	14	3,265,030	4.03 (3.78)
豊島区	6	7,030,400	11	5,496,894	14	4,808,134	12	4,990,755	10	4,357,141	11	3,596,246	11	3,477,897	11	3,371,271	4.00 (3.85)
北区	10	6,877,113	9	5,508,266	7	5,044,412	10	5,036,212	11	4,322,812	12	3,594,187	12	3,446,831	12	3,353,850	3.75
荒川区	1	7,489,568	1	6,012,568	2	5,437,452	1	5,505,070	1	4,708,440	1	3,911,810	1	3,745,350	2	3,614,560	4.10
板橋区	15	6,717,594	14	5,384,691	10	4,942,356	15	4,898,245	16	4,211,525	16	3,471,155	16	3,337,030	16	3,229,730	3.70
練馬区	21	6,094,961	20	4,873,726	18	4,573,624	20	4,631,952	20	3,995,547	17	3,440,850	18	3,283,017	19	3,130,260	3.35 (3.50)
足立区	23	5,451,284	23	4,370,426	23	3,768,601	7	5,201,440	7	4,457,590	8	3,730,270	8	3,559,460	9	3,394,160	2.99 (3.80)
葛飾区	14	6,742,620	10	5,501,977	12	4,848,692	11	5,021,292	15	4,214,396	10	3,598,320	10	3,489,280	10	3,380,240	3.76
江戸川区	20	6,161,740	22	4,643,418	22	3,970,125	21	4,574,460	21	3,861,495	21	3,162,885	21	3,067,185	21	2,971,485	3.68 (3.30)
23区平均		6,700,891		5,362,006		4,780,327		4,978,787		4,269,724		3,565,340		3,420,281		3,302,342	3.70
城南ﾌﾞﾛｯｸ平均		6,746,332		5,415,491		4,854,682		5,130,870		4,359,140		3,649,463		3,497,371		3,389,974	3.73

※「期末手当支給率」欄の（　）の数値は議長、副議長、委員長、副委員長、議員に適用される期末手当支給率

令和6年6月1日現在

参考1：月額0.8%増・期末手当0.2月分増の場合の期末手当の金額（下段は増加額）

期末手当		6,941,168		5,579,446		4,850,382		5,086,368		4,340,952		3,595,536		3,458,511		3,337,929
増加額		418,616		335,155		290,873		305,457		260,826		216,195		208,945		202,565

参考2：月額0.8%増・期末手当0.15月分増の場合の期末手当の金額（下段は増加額）

期末手当		6,849,354		5,505,644		4,786,224		5,019,088		4,283,532		3,547,976		3,412,763		3,293,776
増加額		326,802		261,353		226,715		238,177		203,406		168,635		163,197		158,412

資料 7

23区特別職報酬等　年額一覧　※条例本則適用

最高額　最低額　（円）

	区長		副区長		教育長		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額
千代田区	3	22,517,860	5	17,982,770	10	15,916,590	8	16,196,750	2	14,165,590	1	11,906,800	1	11,363,990	6	10,821,180
中央区	9	22,151,052	12	17,759,198	11	15,860,536	12	16,066,260	14	13,638,240	16	11,313,540	16	10,951,920	15	10,555,860
港区	4	22,458,260	4	18,059,880	1	16,780,060	7	16,222,920	5	14,022,840	7	11,680,360	5	11,192,640	2	10,977,260
新宿区	18	21,727,239	17	17,426,284	21	14,849,418	19	15,637,260	22	13,344,455	22	10,985,670	22	10,490,820	22	10,210,405
文京区	22	21,313,177	19	17,248,284	12	15,761,830	21	15,527,803	23	13,308,826	23	10,920,321	23	10,465,447	23	10,091,142
台東区	6	22,349,554	6	17,966,132	17	15,410,774	6	16,224,945	6	13,929,795	11	11,546,370	12	11,052,030	10	10,663,620
墨田区	10	22,120,174	9	17,858,844	3	16,483,597	14	16,037,268	11	13,776,048	14	11,393,070	14	10,993,008	11	10,662,522
江東区	8	22,300,064	11	17,809,212	14	15,592,698	15	15,991,668	10	13,776,372	8	11,612,997	10	11,059,173	14	10,557,270
品川区	16	21,884,472	15	17,595,651	19	15,298,069	17	15,832,911	19	13,512,126	20	11,191,341	20	10,761,566	20	10,383,364
品川区長2割減	(23)	17,507,577	※特例条例による品川区長の月額給2割減に伴う年額（R5.2.1～適用）													
目黒区	20	21,672,072	18	17,349,948	20	15,178,644	22	15,518,487	16	13,563,672	17	11,283,055	19	10,768,630	21	10,254,205
大田区	5	22,423,329	2	18,167,096	5	16,253,638	1	16,648,233	4	14,044,210	4	11,794,062	2	11,313,292	3	10,975,502
世田谷区	11	22,107,721	21	17,017,403	9	16,068,610	5	16,412,088	7	13,896,250	5	11,749,402	6	11,184,442	5	10,884,307
渋谷区	15	21,905,315	7	17,903,231	8	16,073,201	3	16,565,029	9	13,819,444	9	11,597,853	7	11,183,324	1	10,998,490
中野区	14	21,931,662	14	17,605,115	16	15,432,226	10	16,104,909	13	13,645,653	6	11,692,189	9	11,164,950	12	10,630,563
杉並区	2	22,576,893	3	18,091,933	15	15,505,637	23	14,963,736	18	13,540,782	18	11,247,274	18	10,778,784	19	10,413,430
豊島区	13	22,006,400	16	17,506,494	18	15,312,934	18	15,718,755	12	13,723,141	15	11,326,646	15	10,953,897	13	10,618,071
北区	7	22,339,833	8	17,893,226	4	16,386,428	9	16,150,612	8	13,862,812	12	11,526,187	11	11,053,631	9	10,755,450
荒川区	1	22,891,808	1	18,377,368	2	16,619,532	2	16,617,070	1	14,212,440	3	11,807,810	4	11,305,350	4	10,910,560
板橋区	12	22,025,754	13	17,655,411	6	16,205,076	16	15,854,245	15	13,631,525	19	11,235,155	17	10,801,030	17	10,453,730
練馬区	21	21,435,377	20	17,140,414	7	16,084,984	20	15,584,352	21	13,443,147	10	11,576,850	13	11,045,817	16	10,531,860
足立区	23	20,986,004	22	16,824,986	22	14,508,121	4	16,529,440	2	14,165,590	2	11,854,270	3	11,311,460	8	10,786,160
葛飾区	17	21,862,620	10	17,839,897	13	15,721,652	11	16,073,292	20	13,490,396	13	11,518,320	8	11,169,280	7	10,820,240
江戸川区	19	21,687,940	23	16,657,458	23	14,252,673	13	16,046,460	17	13,545,495	21	11,094,885	21	10,759,185	18	10,423,485
23区平均		22,029,330		17,640,706		15,719,866		16,022,804		13,741,689		11,471,932		11,005,377		10,625,160
城南ブロック平均		21,998,582		17,606,666		15,774,432		16,195,350		13,767,140		11,523,143		11,042,251		10,699,174

令和6年6月1日現在

参考1：月額0.8%増・期末手当0.2月分増の場合の年額（下段は増加額）

年額		22,424,048		18,024,886		15,669,582		16,222,368		13,844,952		11,467,536		11,030,511		10,645,929
増加額		539,576		429,235		371,513		389,457		332,826		276,195		268,945		262,565

参考2：月額0.8%増・期末手当0.15月分増の場合の年額（下段は増加額）

年額		22,332,234		17,951,084		15,605,424		16,155,088		13,787,532		11,419,976		10,984,763		10,601,776
増加額		447,762		355,433		307,355		322,177		275,406		228,635		223,197		218,412

資料 8

令和５年度

品川区各会計決算審査意見書
品川区基金運用状況審査意見書
品川区財政健全化審査意見書

＜抜　粋＞

品川区監査委員

第５　付帯意見

１　総括意見

令和５年度に実施された施策の概況について意見を述べる。

令和５年度において、その決算状況（執行率）は一般会計ベースで95.0%（令和４年度93.1%）となった。新型コロナウイルス感染症に関しては令和５年５月８日から季節性インフルエンザと同じ「５類感染症」へ移行し、徐々に日常生活が戻ってきたことにより、コロナ禍にあった３年間において中止・変更してきた事業が概ね計画どおりに実施された。また、計画と比較すると実績が伸びなかった事業はあるものの、時代に合わせた施策も積極的に展開され、高い執行実績をあげていると言える。

はじめに、重点的かつ緊急的に取り組んだ施策について述べる。

世界的なエネルギー供給の不安や円安による物価高騰への対策として、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金、省エネルギー対策設備更新助成金および子育て世帯生活支援特別給付金等の補正予算を編成し、区民生活および区内経済の安定に向けた支援を行った。

次に、令和５年度に掲げた重点政策について述べる。

まず、重点政策の一つ目「一人ひとりをささえ、伸ばす　子育て・教育で選ばれる　しながわ」についてである。

はじめに、「保育・給食・医療　子育て３つの無償化」についてである。第２子保育料無償化については、令和５年４月から東京都に先駆け実施するとともに、同時に学校給食の無償化および高校生等医療費無償化を実施した。

乳児を育てる家庭へ向けた支援については、０歳児見守り・子育てサポート事業「見守りおむつ定期便」や、保育所等の空き定員を活用した未就園児定期預かりモデル事業を実施した。

在宅子育てへの支援については、八潮・勝島地域を拠点とする在宅子育て支援施設の開設に向けて設計を進めた。

次に、児童発達支援センターの整備と安全で安心な保育・教育環境の整備についてである。区内２か所目となる児童発達支援センターを戸越地区に開設するため、施設改修に向け設計を実施した。また、私立幼稚園に対し通園バス内置き去り防止機器の設置費用の助成を行った。

そして、児童相談所開設準備・ヤングケアラー支援・特別支援教育の推進についてである。区立児童相談所は令和６年度の開設に向け、人材の確保・育成、運営体制の整備などの準備を進めた。また、ヤングケアラー支援では実態把握調査を進めるとともに、コーディネーターの配置やSNS相談窓口の設置を行った。特別支援教育については、発達障害教育支援員を小学校15校に配置した。また、豊葉の杜学園には難聴通級指導学級を、宮前小学校には自閉症・情緒障害特別支援学級を令和６年４月に開設するための準備を行った。

二つ目は「高齢者も障がいのある方も　誰もが安心を実感できる　しながわ」についてである。

まず、高齢者・障害者福祉施設については、小山台住宅等跡地の整備、八潮南特別養護老人ホームの増改築整備に向けた設計を実施し、さらに障害者グループホーム「出石つばさの家」の建築工事を進めた。

障害のある方への施策については、超短時間就労の基盤づくりとして関係機関との連絡会や研修、モデル実施に取り組んだ。また、令和７年のデフリンピック開催に伴い、聴覚障害の理解促進とデフスポーツの普及啓発に向け「デフスポーツ＆アートフェア」を開催した。

次に、高齢者施策については、高齢者の社会参加を促し介護予防などにつなげることを目的に、

補聴器購入費助成事業を開始した。
そして、健康づくりについては、アピアランスケア事業として、がん患者ウィッグ・胸部補正具の購入等費用助成を行った。また、50歳以上の区民を対象に帯状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成を開始した。
さらに、性的マイノリティの方への支援については、東京都パートナーシップ宣誓制度を活用し、区営住宅への入居等、行政サービスの提供を開始した。

三つ目は「歴史と伝統を未来へつなぐまちづくり　経済と環境が両立するSDGs　しながわ」についてである。
まず、区の歴史と文化の発信拠点である品川歴史館については、令和6年4月の全面リニューアルに向けた工事を進めた。また、品川の魅力発信として、「しながわシティラン2025」の開催に向けて、実行委員会を設置し、大会要項やコースを決定した。
水辺空間の利活用については、観光舟運イベント「しながわクルーズ」を実施した。また、水辺の拠点施設である「しながわ水族館」の全面リニューアルに向けた設計に着手した。さらに、しながわ区民公園は北側ゾーンの防災機能を強化するとともに運動施設をリニューアルした。
町会・自治会に対する支援では、専門コンサルタントを活用した伴走型支援プログラムを実施するとともに、町会･自治会の横のつながりの形成と活動の活性化を目的に交流会を実施した。
次に、災害に強い安全・安心なまちづくりについてである。東京都の新たな首都直下地震による被害想定を踏まえ「品川区地域防災計画」の大規模修正を行った。また、立会川･勝島地区のまちづくりについては、「(仮称)勝島人道橋」の設計を進め、都市再生整備計画を策定した。
次に、経済と環境が両立するSDGsしながわの実現についてである。地域経済の活性化については、中小企業に対して引き続き融資あっせんを行うとともに、プレミアム付共通商品券の発行に必要な経費を助成するなど区内経済を下支えした。また、環境施策については、昨年度の来館者数が22万9千人を超えた「エコルとごし」において､多くの環境学習の機会を提供した。さらに、国が募集する「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」への応募に向け、事業の検討および提案書の作成を行った。

四つ目は「区民とともに進める　新時代のしながわ」についてである。
まず、区民の意見を反映した区政についてである。全区民を対象とした区民アンケートを実施するとともに、羽田新飛行ルートに関する要望書と区民アンケート結果報告を国へ提出し、区民の負担軽減につながる取組みを実施するよう働きかけを行った。
次に、新庁舎整備では、新庁舎の基本性能を具体化するため設計の着手にあたり、区として初めてCM（コンストラクション・マネジメント）方式を導入し、民間の技術力を活用した。また、現庁舎跡地等の有効活用では、品川区庁舎跡地等活用検討委員会の設置とともに、ワークショップを開催した。
そして、行政評価の実施については、全665事業の事務事業評価とともに、区民意見を踏まえた政策評価を行い、事業の見直しによる財源確保に努めた。
さらに、DXを活用した区民サービスの向上については、区民の利便性を高めるため、電子申請サービスを活用し行政手続きのオンライン化を進めた。また、キャッシュレス決済端末を文化センター、中小企業センター等にも拡充した。

令和5年度の決算審査を通じ、次のとおり意見を述べる。

その1は、DXの推進と区民サービスのさらなる向上についてである。

区は令和4年4月に策定した品川区DX推進基本方針に基づき、行政手続のオンライン化や全庁業務のデジタル化など、DXによる業務改善に取り組んでいる。一方で財源の面では都区財政調整交付金や補助金の活用などにより、区の財政負担の最少化に努めているという。引き続き財源確保に留意するとともに、GovTech東京の活用を図るなど区民サービスの向上につながるDXの取組みをより一層推進されたい。

その2は、環境の変化に対応した柔軟な事業運営についてである。

まず、区では令和4年4月に待機児童数ゼロを達成したが、今後は少子化に伴い認可外保育園、認証保育所等の特に小規模な園において定員割れの状況が常態化し、園の経営状況が悪化していくことも予想される。経営が立ち行かなくなり突然閉園という結果を招くと、利用者に多大なる影響を及ぼすため、各園の経営状況について適切に把握されるよう努められたい。

次に、学校において突発的な修繕工事等に充てる「学校維持補修費」について、1億1千万円余の事業間流用が行われていた。コロナ禍で中止していたプール授業の再開に伴う想定以上の件数の修繕工事が原因であり、今年度も既に緊急的な工事があるという。今後も同様の事例の発生は十分に予想されるため、学校施設の現状把握を行い、児童・生徒の安全確保を図られたい。

また、後期高齢者医療保険料については、同時に徴収する介護保険料とともに増加傾向にある。そのため、特別徴収の条件である基礎年金額の2分の1の判定により、当該保険料は特別徴収の対象とならないケースが増えているという。今後、団塊の世代の全てが後期高齢者となり保険料負担率の高い高齢者の増加に伴い普通徴収の対象者が増加し、区民や職員の事務負担が増えることが懸念される。そこで、年金額の2分の1の判定条件を引き上げることで当該保険料の特別徴収対象を拡大することは、被保険者の負担能力からみても十分に可能と思われる。今後は保険料の徴収における制度の見直しなど、国等への働きかけの必要性について十分検討されたい。

その3は、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援と子どもたちの健やかな成長についてである。

まず、区は産後ケア事業として母親の心身ケアや育児サポートの提供をしている。日帰り型や訪問型等の種類があり、東京医療保健大学産後ケア研究センターへ委託し、区の産後ケア事業の研修を受けた助産師により実施している。一方で「すくすく赤ちゃん訪問事業」は地域の助産師と連携しており、「顔が見える」という意味においては地域の助産師も含めた活用も一つの案である。工夫を凝らし区民にとって利用しやすい事業となるよう努められたい。

次に、令和6年10月よりこれまで東京都品川児童相談所が担ってきた児童虐待に関する通報先が区立児童相談所に一本化され、地域に根差した児童相談体制の運営を区が一元的に引き受けることになる。児童虐待のケース対応時における医療機関への迅速な受診を実現するため、区内の医療機関との間で平素からの連携ネットワークを構築することは重要な課題の一つである。10月の開設まで残りわずかとなったが、着実な準備を進められたい。

また、区立学校の移動教室における介助員等の支援員の随行については、日常的に支援している支援員の随行が難しいことが多く、別の支援員を探す際も人材確保に苦慮するケースがあると聞く。経験のある支援員を確実かつ円滑に確保できるよう努められたい。

その4は、生活の基盤である住み続けられる住まいの確保についてである。

区では住居の確保に配慮が必要な高齢者や障害者等を対象に、不動産関係団体と連携し住宅情報を提供する住宅確保要配慮者入居促進事業を行っているが、障害者に対する助成件数についてはここ数年実績がない。今後は住宅部門を中心に関係部署と連携して必要な見直しを行うことにより、配慮を必要とする方々への支援につながるよう取り組まれたい。

その5は、新たな課題に対する部署間の連携についてである。

まず、商店街の街路灯の維持管理については、原則的には商店街の責任であることを理解する一方で、閉鎖後の商店街ではそれらの対処が困難になっていることも事実である。景観維持や安全面の点で地域全体に影響を及ぼすこともあることから、閉鎖後の商店街であっても、区の関係部署の協力体制の下、組織横断的に問題解決に取り組まれたい。

また、不登校支援の観点から、学校の授業時間帯に子どもが図書館を利用することについて、図書館の「居場所」としての機能を認めているという。子どもが居ることを把握した場合、職員による声掛けや学校への連絡を行っているといい、子どもが安心して過ごせる空間の一つとなっている。引き続き関係部署との緊密な連携の下、機能の充実を図られたい。

次に、一般会計のうち特別区民税収について意見を述べる。

特別区民税の収入済額は540億311万円で前年度（529億4,769万円）に比べ10億5,542万円、1.99%上昇している。現年課税分の収入率は99.37%で前年度（99.53%）に比べ0.16ポイント低下し、滞納繰越分は66.98%で前年度（58.71%）に比べ8.27ポイント上昇している。全体の収入率は99.13%となり前年度（99.19%）に比べ0.06ポイント低下している。なお、令和3年度からの全体の収入率は、3年度99.12%、4年度99.19%、5年度99.13%と、主に納付手段の拡充効果により依然高い数値を維持している（表1参照）。

表1　特別区民税の歳入状況

区　　分		調定額 A（円）	構成比 （%）	収入済額 B（円）	収入率 B／A（%）	収入未済額 C（円）	収入未済率 C／A（%）
令和5年度	現年課税分	54,067,664,765	99.25	53,727,823,499	99.37	354,855,537	0.66
	滞納繰越分	410,981,547	0.75	275,283,216	66.98	112,912,640	27.47
	合　　計	54,478,646,312	100.00	54,003,106,715	99.13	467,768,177	0.86
令和4年度	現年課税分	52,939,888,284	99.18	52,689,808,836	99.53	263,669,401	0.50
	滞納繰越分	439,268,531	0.82	257,878,179	58.71	151,531,045	34.50
	合　　計	53,379,156,815	100.00	52,947,687,015	99.19	415,200,446	0.78

次に、特別会計について意見を述べる。

国民健康保険事業会計は、歳入総額は対前年度5億4,001万円増加し、歳出総額も対前年度6億4,553万円増加し、単年度収支において1億551万円の赤字（前年度2,582万円の赤字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち、都支出金、国民健康保険料、繰越金は対前年度それぞれ3.2%、3.0%、5.4%減少したものの、繰入金、国庫支出金が対前年度それぞれ44.5%、227.2%増加したため、全体として対前年度1.5%の増加となっている。

一方、歳出については、主な歳出項目のうち、保険給付費が対前年度2.4%減少したものの、国民健康保険事業費納付金、総務費、諸支出金が対前年度それぞれ6.1%、51.5%、20.2%増加したため、全体として対前年度1.8%の増加となっている。

令和5年度の保険料の対調定収納率は86.70%で前年度（87.09%）に比べ0.39ポイント低下している。このうち現年度分は92.41%で前年度（92.19%）に比べ0.22ポイント上昇し、高い収納率を達成することができた。これらは、特別区民税と同様に主に納付手段の拡充によるところが大きい。引き続き高い収納率を維持できるよう努められたい。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は対前年度2億3,067万円増加、歳出総額は対前年度2億5,825万円増加し、単年度収支においては2,758万円の赤字（前年度4,914万円の赤字）となってい

る。歳入については、繰越金、広域連合支出金が対前年度それぞれ42.7%、52.9%減少しているが、繰入金、後期高齢者医療保険料、諸収入が対前年度それぞれ4.6%、1.5%、12.2%増加し、全体として対前年度2.4%の増加となっている。

一方、歳出については、総務費が対前年度2.8%減少しているが、支出総額の93.6%を占める分担金及び負担金が対前年度2.6%増加し、全体として2.7%の増加となっている。

令和5年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は98.02%で前年度（98.15%）に比べ0.13ポイント低下している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計は、歳入総額は対前年度6億6,788万円増加、歳出総額は対前年度10億8,369万円増加し、単年度収支においては4億1,580万円の赤字（前年度2億2,665万円の黒字）となっている。歳入については、主な歳入項目のうち保険料が対前年度0.6%減少しているが、繰越金、支払基金交付金、繰入金が対前年度それぞれ22.9%、3.1%、4.3%増加し、全体として対前年度2.5%の増加となっている。

一方、歳出については、基金積立金が対前年度0.6%減少しているが、保険給付費、総務費が対前年度それぞれ2.3%、48.5%増加し、全体として4.2%の増加となっている。

令和5年度の保険料の対調定収入率（還付未済額を除く。）は96.31%で前年度（96.34%）に比べ0.03ポイント低下している。今後も、口座振替の促進等によりさらなる収納率の向上に努められたい。

災害復旧特別会計は、歳入総額、歳出総額それぞれ対前年度4,676万円皆増している。

平成29年度に創設された同会計は、令和5年6月2日から3日にかけての大雨に伴う対応、同年9月8日の台風に伴う対応および令和6年2月5日の大雪に伴う対応として、令和元年度以来2度目の執行がなされた。災害時における弾力的かつ迅速な執行に努められたい。

以上、令和5年度決算における事業の執行状況についての総括意見を述べた。令和5年度は、特別区税が前年度の567億円を9億円（1.6%）上回る等歳入は堅調に推移した。コロナ禍の3年間を乗り越え、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られる一方、長引く円安による輸入価格の上昇を起点とする物価上昇が続き、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠いているなど、区政を取り巻く環境は予断を許さない状況にある。今後も特別区民税や都区財政調整交付金の動向を見据えた慎重な行財政運営が求められる。

区は、本年5月、国が公募する「SDGs未来都市」と特に先導的な取組みを行う「自治体SDGsモデル事業」に選定された。今後は提案内容を具体化した「SDGs未来都市計画」を策定し、区民一人ひとりがウェルビーイングを実感できるまちづくりを進めていくということである。誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づき、事業の推進に向けて全力で取り組まれたい。

令和6年度においては、「新時代のしながわ」を果敢に牽引する大胆で戦略的な「ウェルビーイング予算」の編成を行った。昨年8月に実施した「全区民アンケート」の「区民ニーズ」や「幸福実感度」を分析した結果から得た、将来を見据えた真に必要な施策を展開することで、「区民の幸福（しあわせ）」の実現を目指している。時を移さずに行う区長の決断から実行までの迅速な取組みに対しては、区の内外から高い関心が寄せられているところである。

人口減少、気候変動、AIの進化は、未曽有の課題を現代社会に突き付けている。今後も優先度の高い施策を見極め、確実に展開していくために、引き続き、事務事業評価の活用など不断の行財政改革を進め、弾力性のある財政構造の確保と将来にわたる健全な財政運営の堅持を図り、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでいくことを切に期待する。

2　個別意見

（1）　主要決算数値および指標について

令和5年度普通会計（決算統計）の決算状況について、主な決算数値および指標は次のとおりである。

歳入総額2,001億6,980万円、歳出総額1,937億9,606万円で、形式収支は63億7,374万円（対前年度3.1％の減）の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源4億7,955万円を差し引いた実質収支は58億9,419万円の黒字（対前年度5.9％の減）となっている。また、単年度収支（当年度実質収支－前年度実質収支）は3億6,659万円の赤字、それに財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は5億5,614万円の黒字となっている。

表2　普通会計決算状況

区　　分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
歳　入　総　額　A	200,169,797	195,518,418	4,651,379	2.4
歳　出　総　額　B	193,796,055	188,940,434	4,855,621	2.6
形式収支（Ａ－Ｂ）C	6,373,742	6,577,984	△ 204,242	△ 3.1
翌年度へ繰り越すべき財源　D	479,549	317,203	162,346	51.2
実質収支（Ｃ－Ｄ）　E	5,894,193	6,260,781	△ 366,588	△ 5.9
単　年　度　収　支　F	△ 366,588	△ 683,025	316,437	
財政調整基金積立金　G	922,731	2,332,923	△ 1,410,192	△ 60.4
繰　上　償　還　金　H	0	0	0	－
財政調整基金取崩額　I	0	0	0	－
実質単年度収支（F+G+H－I）J	556,143	1,649,898	△ 1,093,755	
基　準　財　政　需　要　額	103,191,793	100,353,623	2,838,170	2.8
基　準　財　政　収　入　額	61,209,420	56,685,231	4,524,189	8.0
標　準　財　政　規　模	113,402,767	109,737,994	3,664,773	3.3

財政運営の状況を判断する指標とされる実質収支比率は5.2％で、前年度（5.7％）に比べ0.5ポイント低下している。これは、標準財政規模が増加（約37億円）したことに加え、一般財源のうち都区財政調整交付金の減（約9億円）等により実質収支額が減少したことによるものである（93頁、表２参照）。

一般的に３～５％が望ましい水準とされているが、23区の平均値（6.2％、速報値）と比べると1.0ポイント下回っており、当該年度の財政規模や経済状況等に影響されるところが大きい。

図１　実質収支比率

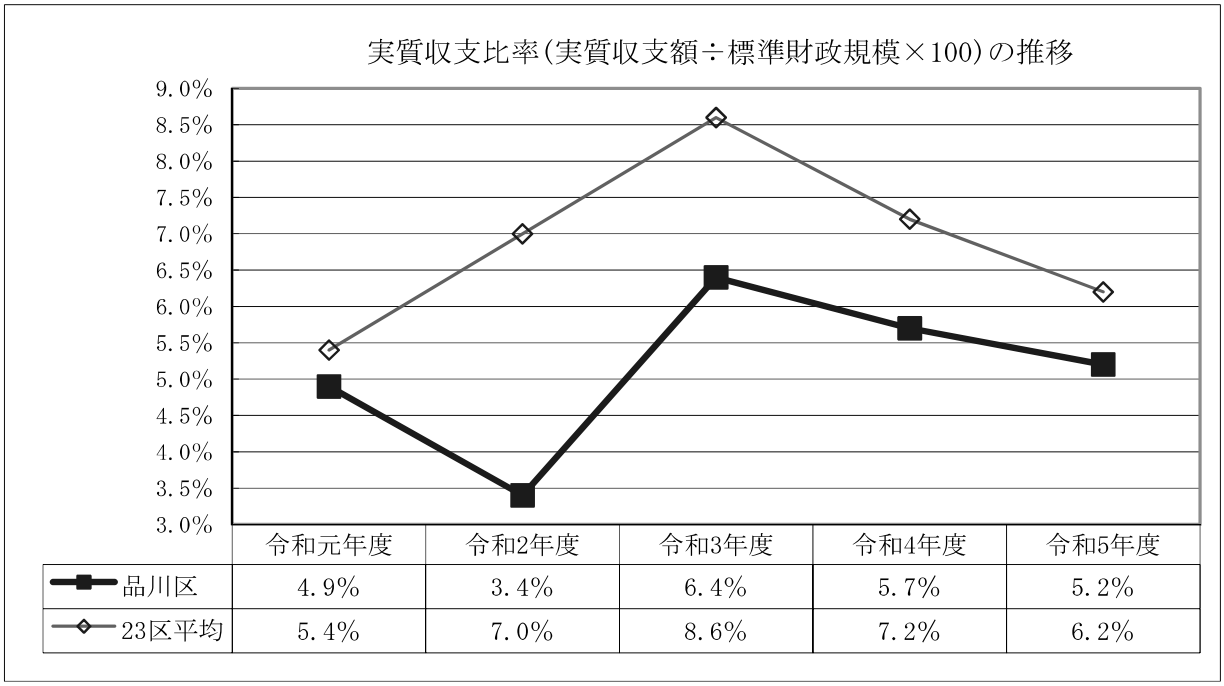

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
品川区	4.9％	3.4％	6.4％	5.7％	5.2％
23区平均	5.4％	7.0％	8.6％	7.2％	6.2％

財政構造の弾力性を判断する指標とされる経常収支比率は76.8％で、前年度（74.8％）に比べ2.0ポイント上昇している。これは、経常一般財源総額は、都区財政調整交付金の減（約17億円）等により、約2億円減少し、経常的経費充当一般財源は、物件費の増（約15億円）、補助費等の増（約13億円）等により約23億円増加したためである。

23区の平均値（76.5％、速報値）と比べると0.3ポイント上回っている。

図２　経常収支比率

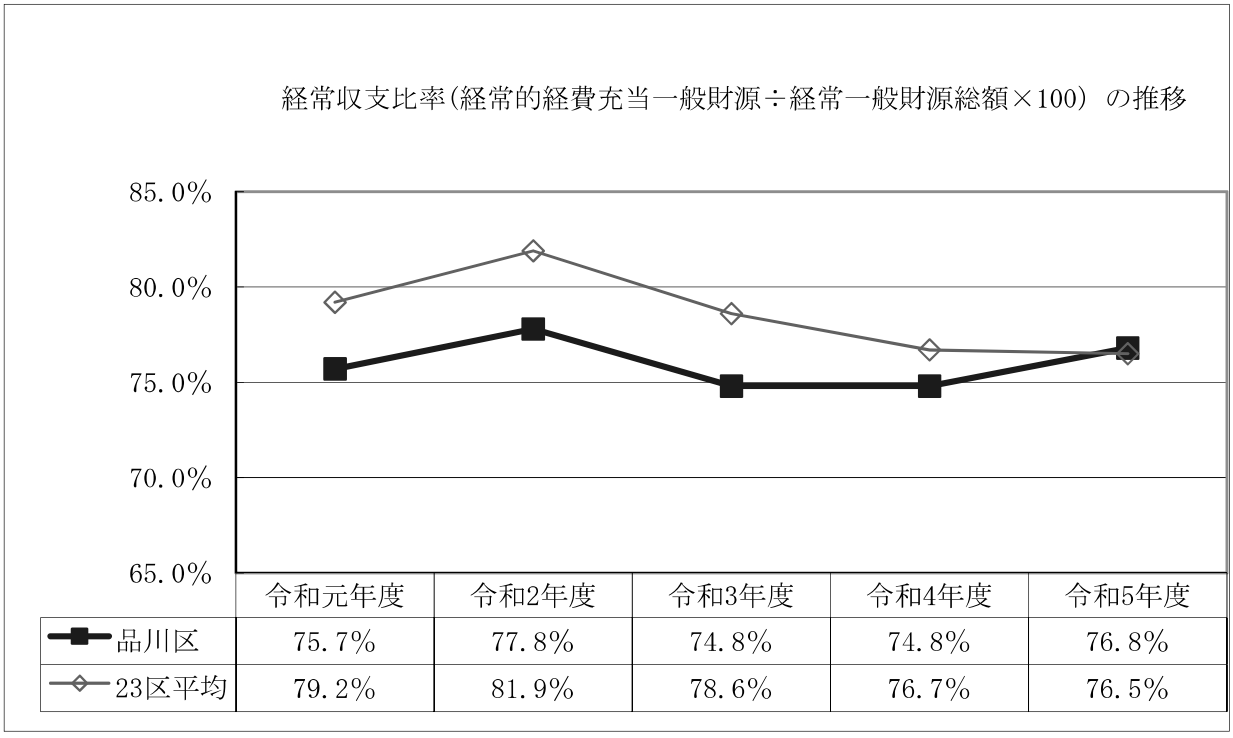

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
品川区	75.7%	77.8%	74.8%	74.8%	76.8%
23区平均	79.2%	81.9%	78.6%	76.7%	76.5%

経常収支比率と同様に、財政構造の弾力性を判断する指標とされる公債費負担比率は0.8％で、前年度と同率である。

図３　公債費負担比率

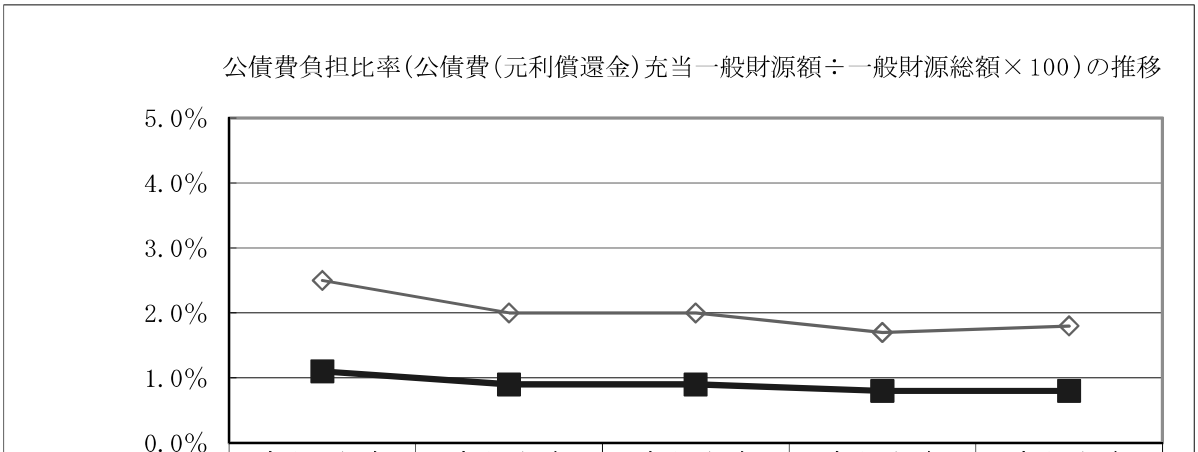

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
品川区	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%
23区平均	2.5%	2.0%	2.0%	1.7%	1.8%

歳出総額に占める人件費の割合を示す人件費比率は12.8％で、前年度（13.4％）に比べ0.6ポイント低下している。これは、23区の平均値（12.9％、速報値）と比べると0.1ポイント下回っている。また、人件費の経常収支比率は19.0％で、前年度（19.8％）に比べ0.8ポイント低下している（図4・97頁、表3参照）。

平成23年度以降マイナスであった自主財源人員（いわゆる財調過員）は、令和3年度以降プラスになっている（97頁、表4参照）。

図４　人件費比率

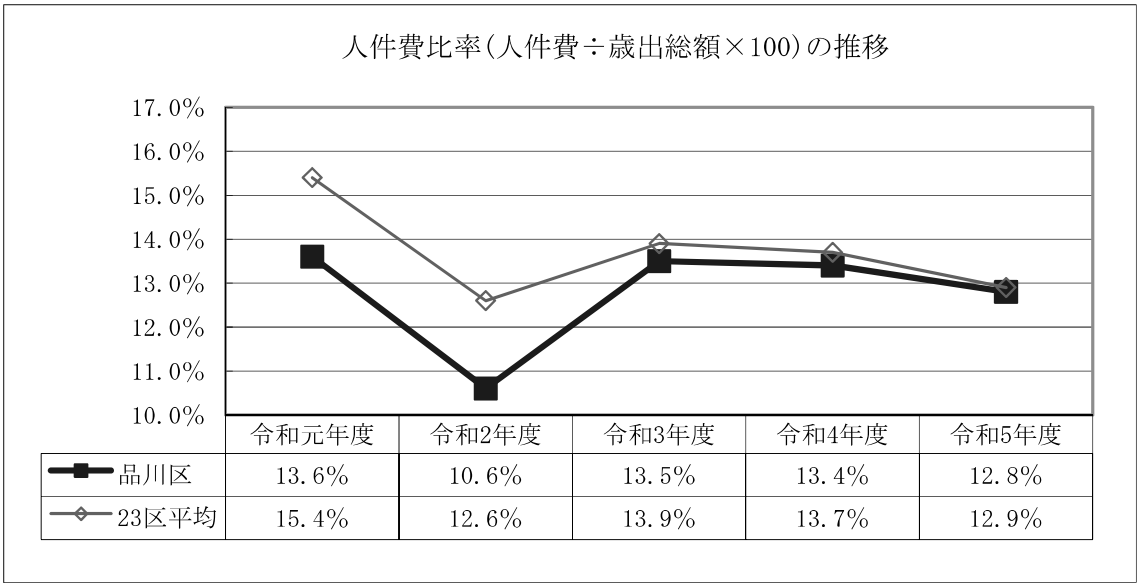

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
品川区	13.6%	10.6%	13.5%	13.4%	12.8%
23区平均	15.4%	12.6%	13.9%	13.7%	12.9%

表３　人件費の経常収支比率の推移

区　　分	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度	令和元年度
	%	%	%	%	%
品　　川　　区	19.0	19.8	20.0	21.3	20.2
２３区平均	－	20.6	21.8	23.3	22.0

表４　職員数の状況

各年度10月１日現在

区　　分	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度	令和元年度
	人	人	人	人	人
職　　員　　数	2,650 (103.3)	2,632 (102.6)	2,626 (102.4)	2,598 (101.3)	2,565 (100.0)
対前年度増減	18	6	28	33	36
財調対象人員	2,527 (97.1)	2,549 (98.0)	2,606 (100.2)	2,605 (100.1)	2,602 (100.0)
自主財源人員	123 (△ 332.4)	83 (△ 224.3)	20 (△ 54.1)	△ 7 (18.9)	△ 37 (100.0)

注１　（　）内の数値は令和元年度を100とした指数である。
　２　職員数＝現員－国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分（令和５年度はそれぞれ57人、12人）。
　３　職員数は介護保険事業分を含む（令和５年度は23人）。
　４　財調対象人員は国民健康保険事業分、後期高齢者医療事業分を除く（令和５年度はそれぞれ41人、８人）。

以上、令和5年度普通会計の決算に見られる主な決算数値および指標は、いずれも適正な水準を維持していると言える。

令和６年度第１回品川区特別職報酬等審議会　追加次第

令和６年１１月８日
司会：勝亦総務課長

１．議　　事
（１）答申文案について
①文案朗読
②文案検討
③決　　定

----------区長、副区長、教育長入室----------

２．報　　告
（１）会長挨拶
（２）答申文手交および朗読
（３）区長挨拶

３．閉　　会